

建 技 第 542 号
令和 7 年 3 月 24 日

部 内 各 所 属 長 殿

土 木 部 長

建設現場の遠隔臨場に関する試行について

このことについて、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領を改定し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

1 改定内容

別添の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和 7 年 4 月 富山県土木部）の
とおり

2 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）